

五 條 市

公私連携幼保連携型認定こども園

～ 今後の認定こども園のあり方について ～



ゆめこども園（北宇智）



みらいこども園（本町）



きぼうこども園（阪合部）

五條市教育委員会 子ども未来課

報告内容

- 1 第1回 五條市教育・保育のあり方検討委員会
- 2 五條市の人口推計と実績
- 3 五條市の現状
- 4 公私連携 幼保連携型認定こども園とは
- 5 期待される効果
- 6 公私連携により変わる事、変わらない事
- 7 移行スケジュール
- 8 三者協議会について
- 9 第1回 五條市教育・保育のあり方検討委員会 (主な質問)

1 第1回 五條市教育・保育のあり方検討委員会

開催日：令和6年7月3日（水）

（概要）

設置目的：

五條市の就学前における教育・保育の充実を検討し、子どもにとってよりよい教育・保育環境の整備を推進する。

委員構成：

帝塚山大学教授、奈良県保育アドバイザー、五條市教育委員、保護者代表、五條市教育部長、五條市あんしん福祉部長、公立認定こども園長代表

議 事：

五條市の現状と今後の公立認定こども園のあり方について

審議内容：

公立認定こどもの民間活力の導入による公私連携幼保連携型認定こども園への移行について

令和6年度 五條市教育・保育のあり方検討委員会
次 第

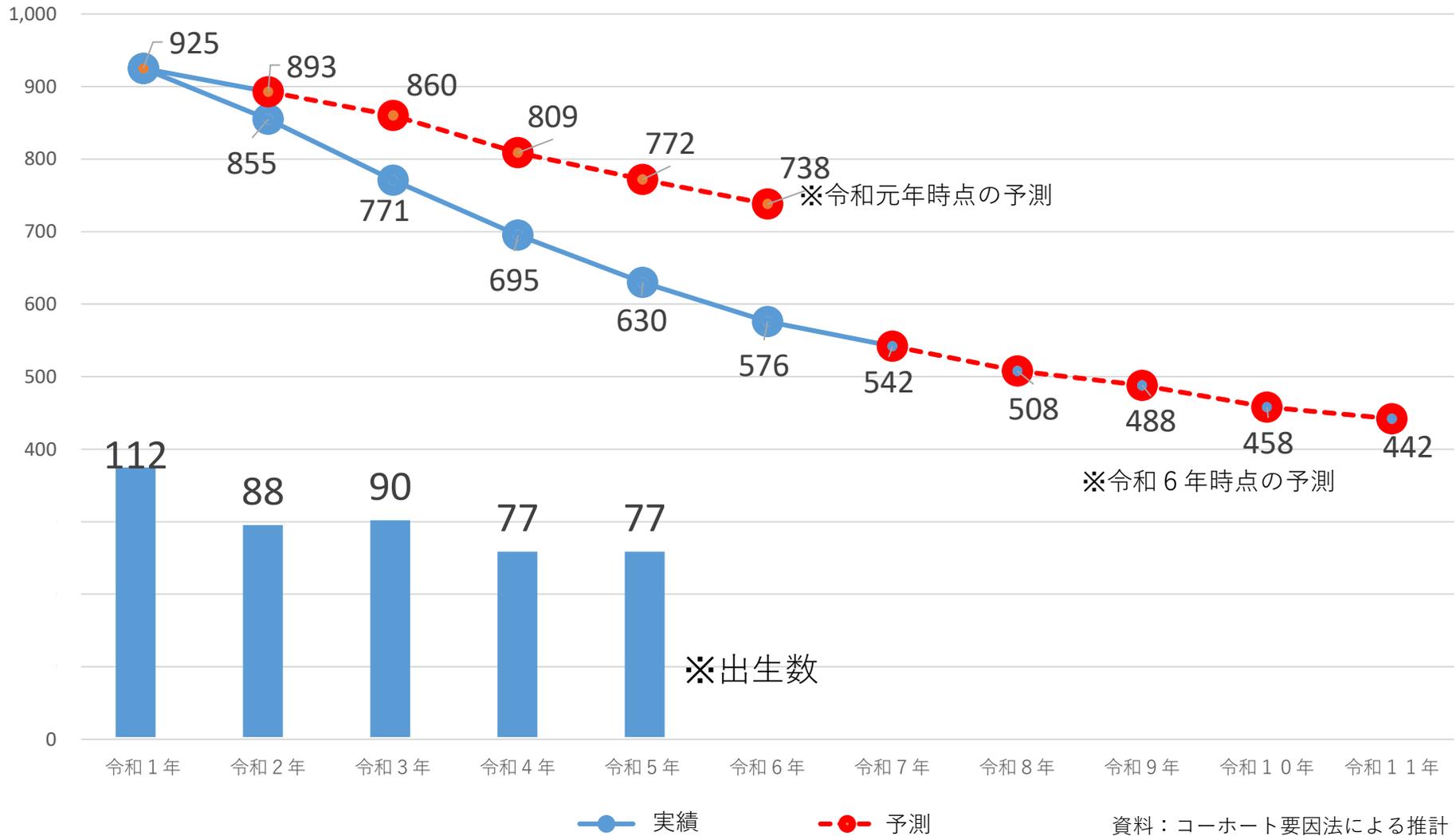
日時：令和6年7月3日（水）
午後2時30分～

場所：市役所3階3-5・3-6

- 1 開 会
- 2 委員の委嘱状、任命書の交付
- 3 委員長の選出
- 4 委員長が欠けたときの職務代理者の指名
- 5 議 事
 - (1)五條市の現状と今後の公立認定こども園のあり方について
 - (2)その他
- 6 閉 会

2 五條市の人口推計と実績

0歳児から5歳児の合計人数における人口推計予測と実績



3 五條市の現状

背景

共働き世帯の増加や、核家族化に伴う教育・保育ニーズの多様化

課題

安定的・継続的に質の高い教育・保育の提供

目標

- ◎多様化した教育・保育ニーズに対する施設運営
 - 保育教諭の人材確保
- ◎子育て環境の充実や教育・保育サービスの向上
 - 0才から15才までの一貫した教育の推進

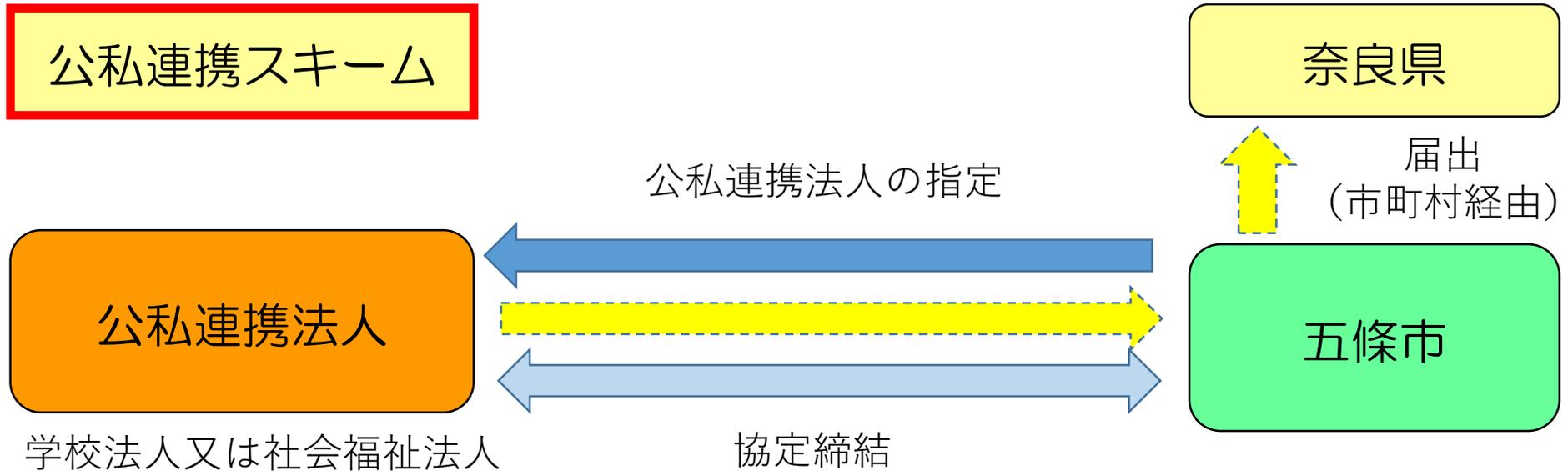
民間活力を活用した認定こども園のあり方を検討

4 公私連携 幼保連携型認定こども園とは

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条に規定

市が、設置・運営主体である民間事業者に対し、土地や建物などの設備について、無償又は廉価な貸付け、譲渡などの支援を行う。締結した協定（人的配置や提供する教育・保育などについて規定）に基づいた運営がされているかを指導監督するなど、運営に関与することができる制度。

公私連携スキーム



【学 校 法 人】 私立学校の設立を目的として設置される公益法人のことで、国または地方公共団体を除いては学校法人だけが学校教育法に定める学校を設立することができる。

【社会福祉法人】 社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人で、公共性の高い、営利を目的としない民間の法人のことをいう。

5 期待される効果

期待される効果

期待できるサービス

特色ある教育・保育サービス

時間外保育・預かり保育等の保育時間の延長

多様な活動（体験）
→就学前教育・保育の質の向上につながる

財政的なメリット

運営費 市の一般財源

サービス（例）

【他市町村の事例】

外部講師による英語教育・文化教室（音楽等）・運動教室・科学教室等

1号	8:30~19:30
2号・3号	7:30~19:30
土曜保育	7:30~19:30

※時間外保育等は実費

お泊りの保育、キャンプ体験、田植え・稲刈り、カヤック体験など民間ならではの行事

運営費 国・県の補助対象

6 公私連携により変わる事、変わらない事

運営主体



変わります

運営主体は五條市から公私連携法人へ移行され、締結する協定書に基づき、市が一定の関与を行います。

こども園で働く保育教諭



変わる場合があります

市の保育教諭から公私連携法人の保育教諭に変わりますが、移行後も引き続き、切れ目なく継続的な教育・保育が行えるように保育教諭の確保について、市と公私連携法人が協議を行います。

保育料



変わりません

保育料は条例等に基づき決定するため、変更はありません。ただし、公私連携法人の独自事業に係る保護者負担が別途必要になる場合があります。

教育・保育内容



変わりません

公私連携法人と一緒に、合同保育や引継ぎ保育を実施します。これまで築いてきた行事や日々の教育・保育の継承を行います。また、公私連携法人のノウハウ等を活用し、学びの選択の幅が広がるようサービスの充実を図ります。

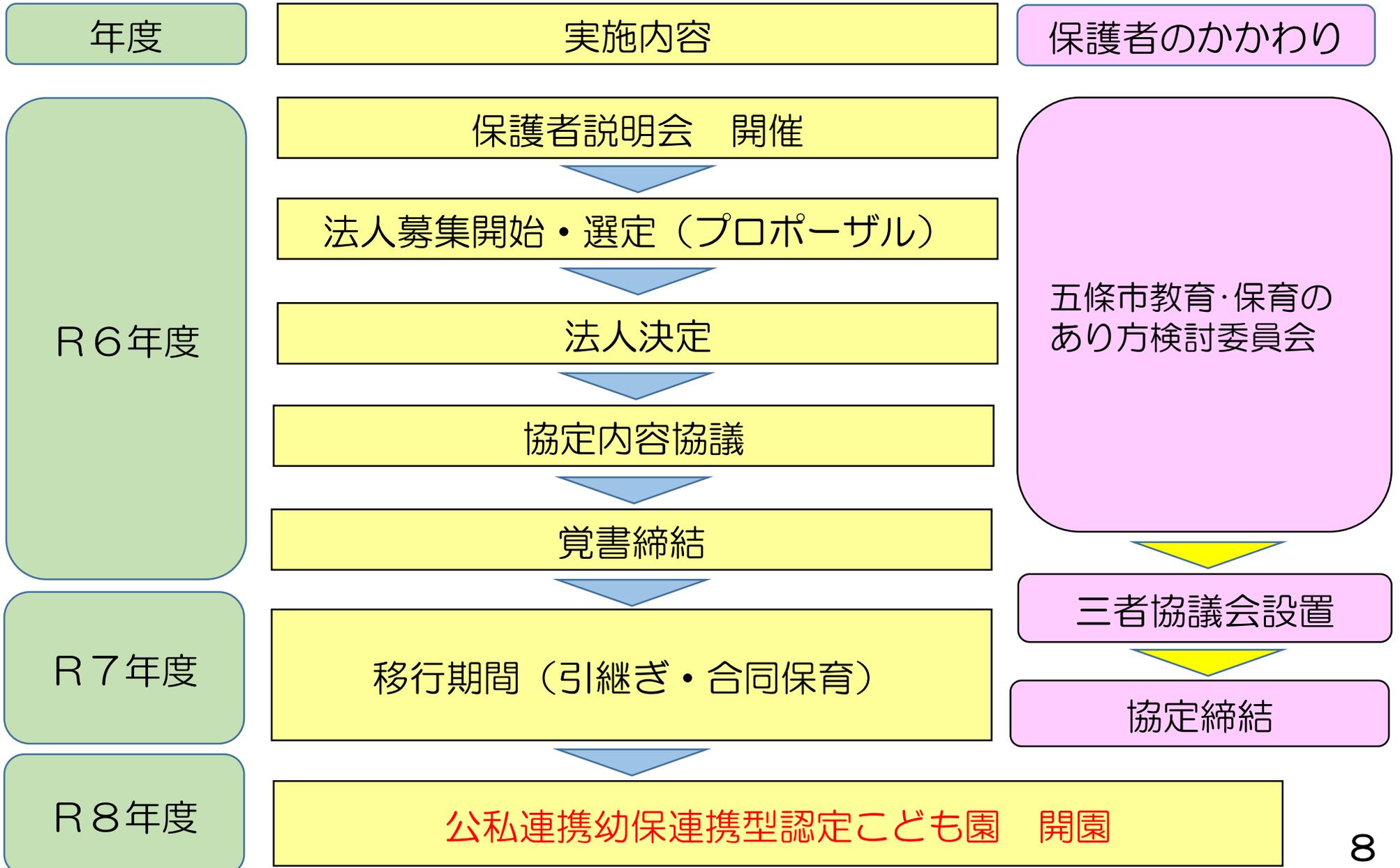
施設・備品



変わりません

園舎や備品などは、現状のまま活用する予定です。

7 移行スケジュール



8 三者協議会について

公私連携幼保連携型認定こども園への移行に際して、「保護者代表」「五條市」「公私連携法人」の三者から構成する協議会を設置し、移行後の園運営に関する諸事項について、確認・協議を行い、合意形成を図ることで、スムーズな園運営につなげる。

三者協議会

保護者代表

協議

確認

五條市

公私連携法人

合意形成

協議事項（例）

- 独自サービスについて
- 保護者負担額等
- 保育・教育時間について
- 給食について

9 第1回 五條市教育・保育のあり方検討委員会（主な質問）

開催日：令和6年7月3日（水）

（主な質問事項と回答）

主な質問

質問①：五條市の公立認定こども園を「公私連携」として進めていく方向性なのか。

→多様化する保育ニーズの中で、就学前教育・保育を支える保育教諭の確保と併せ公立、私立のこども園が連携して、私立のこども園の柔軟かつ効率的な施設運営の手法等を導入する予定です。

質問②：子どもの立場に立って、考えてほしい。

→移行にあたり、1年間の移行期間を設け、子どもに出来るだけ負担がないように引き継いでいきます。

質問③：保護者の不安を解消するため、説明してほしい。

→移行にあたり、保護者、公私連携法人、五條市で三者協議会を設置し、検討を進めていきます。